



議案第二十二号

国民宿舎三朝温泉会館事業に地方公営企業法の規定を適用する

条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館事業に地方公営企業法の規定を適用する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

国民宿舍三朝温泉会館事業に地方公営企業法の規定を適用する条例
の一部を改正する条例

国民宿舍三朝温泉会館事業に地方公営企業法の規定を適用する条例（昭和三十八年三
朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「三朝温泉会館」を削る。

本則中「三朝温泉会館」を削る。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。